

次期計画（案）	現行計画
<p>1 計画策定の目的及び背景 本県では、ニホンジカの増加による森林生態系への影響の深刻化、農林業被害の恒常化を踏まえ、平成17年3月に特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)を策定し、メスジカの狩猟解禁をはじめとした個体数管理、被害防除対策、生息地管理などを組み合わせた総合的な保護管理事業を実施することとした。</p> <p>その後、平成18年8月に計画を変更し、個体数調整のための捕獲の実施や狩猟期間延長、狩猟での一人一日1頭の捕獲制限の一人一日2頭への緩和（メス2頭若しくはメス1頭オス1頭）など対策を強化した。</p> <p>計画期間満了に伴い、平成19年度から第1期変更期特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)、平成24年度から第2期特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)を策定し、狩猟での一人一日2頭の捕獲制限の解除などを実施し、引き続き、被害防除対策、個体数調整、生息環境整備等の事業を多様な実施主体により総合的に講じるとともに、モニタリングによる科学的な評価に基づく保護管理事業を推進してきた。</p> <p>こうした中、国では平成25年12月に抜本的な鳥獣捕獲強化対策を策定し、本州以南のニホンジカについて、<u>令和5</u>年度までに半減させる目標を設定するとともに、平成26年5月に改正した鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）の法の目的に鳥獣の管理（鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ又はその生息範囲を縮小させること）を加え、特定計画の見直しを行った。</p> <p>この法改正に併せ、平成27年5月に、ニホンジカの管理を推進するため、第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画を策定し、国と同様に本県においても、<u>令和5</u>年度までにニホンジカを半減させる目標を設定した。</p> <p><u>個体数管理により個体数は減少傾向に向かっているが、依然として、農林業被害、農作物被害が恒常化しているため、目標の達成に向けては、引き続き、捕獲強化が必要である。</u></p> <p><u>科学的・計画的な管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として、法第7条の2第1項の規定に基づき、第3期山梨県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画を策定する。</u></p>	<p>1 計画策定の目的及び背景 本県では、ニホンジカの増加による森林生態系への影響の深刻化、農林業被害の恒常化を踏まえ、平成17年3月に特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)を策定し、メスジカの狩猟解禁をはじめとした個体数管理、被害防除対策、生息地管理などを組み合わせた総合的な保護管理事業を実施することとした。</p> <p>その後、平成18年8月に計画を変更し、個体数調整のための捕獲の実施や狩猟期間延長、狩猟での一人一日1頭の捕獲制限の一人一日2頭への緩和（メス2頭若しくはメス1頭オス1頭）など対策を強化した。</p> <p>計画期間満了に伴い、平成19年度から第1期変更期特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)、平成24年度から第2期特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)を策定し、狩猟での一人一日2頭の捕獲制限の解除などを実施し、引き続き、被害防除対策、個体数調整、生息環境整備等の事業を多様な実施主体により総合的に講じるとともに、モニタリングによる科学的な評価に基づく保護管理事業を推進してきた。</p> <p>こうした中、国では平成25年12月に抜本的な鳥獣捕獲強化対策を策定し、本州以南のニホンジカについて、<u>平成35</u>年度までに半減させる目標を設定するとともに、平成26年5月に改正した鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）の法の目的に鳥獣の管理（鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ又はその生息範囲を縮小させること）を加え、特定計画の見直しを行った。</p> <p>この法改正に併せ、平成27年5月に、ニホンジカの管理を推進するため、第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画を策定し、国と同様に本県においても、<u>平成35</u>年度までにニホンジカを半減させる目標を設定し、<u>目標達成のため取り組みを進めてきた。</u></p> <hr/> <p><u>引き続き、科学的・計画的な管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として、法第7条の2第1項の規定に基づき、第2期山梨県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画を策定する。</u></p>
<p>2 管理すべき鳥獣の種類 ニホンジカ (<u><i>Cervus nippon</i></u>)（以下「シカ」という。）</p>	<p>2 管理すべき鳥獣の種類 ニホンジカ _____（以下「シカ」という。）</p>
<p>3 計画の期間 法令上の理由から、上位計画である第<u>13</u>次鳥獣保護管理事業計画を勘案し、次のとおりとする。</p> <p><u>令和4</u>年4月1日～<u>令和9</u>年3月31日</p> <p><u>なお、特定計画の有効期間内であっても、シカの生息状況や社会的状況に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて特定計画の改定等を行う。</u></p>	<p>3 計画の期間 法令上の理由から、上位計画である第<u>12</u>次鳥獣保護管理事業計画を勘案し、次のとおりとする。</p> <p>平成<u>29</u>年4月1日～平成<u>34</u>年3月31日</p> <hr/>
<p>4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 シカの分布は全県的に認められることから、管理が行われるべき区域は県内全域とする。</p>	<p>4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 シカの分布は全県的に認められることから、管理が行われるべき区域は県内全域とする。</p>

(1) 管理地域区分

これまでの種々の調査の結果、本県に生息するシカの生息状況は全県一様ではなく、被害状況等も地域により異なっている。したがって各地域の実態に応じた管理を進めるため、シカ生息地の地形的特徴、シカの生息状況や農林業被害の発生状況に基づき、シカの分布域を次の三つの地域に区分する。

- 南アルプス地域・・・・・・韮崎市、南アルプス市、北杜市（旧白州町、武川村）、早川町、身延町（旧下部町を除く）、南部町、富士川町を含む地域
- 八ヶ岳・秩父山地地域・・・甲府市（旧中道町、上九一色村を除く）、山梨市、甲州市、大月市、甲斐市、北杜市（旧白州町、武川村を除く）、上野原市（旧秋山村を除く）、中央市（旧豊富村を除く）昭和町、小菅村、丹波山村を含む地域
- 富士北麓・南都留地域・・・富士吉田市、都留市、笛吹市、上野原市（旧秋山村）、中央市（旧豊富村）、市川三郷町、身延町（旧下部町）、甲府市（旧中道町、上九一色村）、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町を含む地域

※図1 シカ保護管理の地域区分（市町村界区分） 省略
 図2 シカ保護管理の地域区分（メッシュ区分） 省略

5 現状**(1) 生息環境**

本県は日本列島のほぼ中央に位置している（東端東経139度08分04秒（上野原市）～西端東経138度10分49秒（南アルプス市）、南端北緯35度10分6秒（南巨摩郡南部町）～北端北緯35度58分18秒（北杜市））。

地形は、甲府盆地を中心に、北東部に秩父山地、西部には南アルプス（赤石山地）、南北に巨摩山地が連なり、北部に八ヶ岳、茅ヶ岳が広い裾野を広げている。南部には静岡県境をまたぐ富士山（3,776m）と、その北側に御坂山地が、東には神奈川県境をまたぐ丹沢山地が続いている。

また、代表的な河川として、駿河湾に注ぐ富士川水系の釜無川、笛吹川、相模湾へ注ぐ相模川水系の桂川が流れている。また、東京湾に注ぐ多摩川水系の丹波川、小菅川がある。

県土面積は4,465k㎡でわが国の総面積の1.2%にあたり、県土の77.8%は森林で占められ、その44.2%が人工林である。また、森林面積の58.1%が保安林に指定されている。森林に続く土地利用形態は農用地が5.4%、宅地が4.2%、道路が2.6%、水面・河川・水路が2.1%で、その他が7.9%となっている。

植生は、地理的特徴を反映して暖帯から寒帯まで幅広い気候帯を持つため多様な植物種や植物群落が見られる。暖帯は常緑広葉樹林帯、温帯はナラを代表とする落葉広葉樹林帯となっており、亜高山帯（海拔1,600mから2,400m）にはコメツガなどの常緑針

(1) 管理地域区分

これまでの種々の調査の結果、本県に生息するシカの生息状況は全県一様ではなく、被害状況等も地域により異なっている。したがって各地域の実態に応じた管理を進めるため、シカ生息地の地形的特徴、シカの生息状況や農林業被害の発生状況に基づき、シカの分布域を次の三つの地域に区分する。

- 南アルプス地域・・・・・・韮崎市、南アルプス市、北杜市（旧白州町、武川村）、早川町、身延町（旧下部町を除く）、南部町、富士川町を含む地域
- 八ヶ岳・秩父山地地域・・・甲府市（旧中道町、上九一色村を除く）、山梨市、甲州市、大月市、甲斐市、北杜市（旧白州町、武川村を除く）、上野原市（旧秋山村を除く）、中央市（旧豊富村を除く）昭和町、小菅村、丹波山村を含む地域
- 富士北麓・南都留地域・・・富士吉田市、都留市、笛吹市、上野原市（旧秋山村）、中央市（旧豊富村）、市川三郷町、身延町（旧下部町）、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町を含む地域

※図1 シカ保護管理の地域区分（市町村界区分） 省略
 図2 シカ保護管理の地域区分（メッシュ区分） 省略

5 第二種特定鳥獣の管理の目標**(1) 現状****ア 生息環境**

本県は日本列島のほぼ中央に位置している（東端東経139度08分04秒（上野原市）～西端東経138度10分49秒（南アルプス市）、南端北緯35度10分6秒（南巨摩郡南部町）～北端北緯35度58分18秒（北杜市））。

地形は、甲府盆地を中心に、北東部に秩父山地、西部には南アルプス（赤石山地）、南北に巨摩山地が連なり、北部に八ヶ岳、茅ヶ岳が広い裾野を広げている。南部には静岡県境をまたぐ富士山（3,776m）と、その北側に御坂山地が、東には神奈川県境をまたぐ丹沢山地が続いている。

また、代表的な河川として、駿河湾に注ぐ富士川水系の釜無川、笛吹川、相模湾へ注ぐ相模川水系の桂川が流れている。また、東京湾に注ぐ多摩川水系の丹波川、小菅川がある。

県土面積は4,465k㎡でわが国の総面積の1.2%にあたり、県土の77.8%は森林で占められ、その44.2%が人工林である。また、森林面積の58.1%が保安林に指定されている。森林に続く土地利用形態は農用地が5.4%、宅地が4.2%、道路が2.6%、水面・河川・水路が2.1%で、その他が7.9%となっている。

植生は、地理的特徴を反映して暖帯から寒帯まで幅広い気候帯を持つため多様な植物種や植物群落が見られる。暖帯は常緑広葉樹林帯、温帯はナラを代表とする落葉広葉樹林帯となっており、亜高山帯（海拔1,600mから2,400m）にはコメツガなどの常緑針

葉樹林帯が広がっている。さらに、南アルプス、八ヶ岳、関東山地の海拔2,400m以上の寒帯にはハイマツがあり高山植物の宝庫となっている。

以上のような環境特性から、本県は本来多種多様な動植物が生息・生育できる自然環境条件に恵まれている。しかし、開発や森林の変化、中山間地域を取りまく環境の変化等により野生鳥獣の生息環境は大きく変化した。

その結果、生息数が減少する種が見られる一方、生息数が増加し人間活動との軋轢が大きな社会問題となっている種も現れている。

本計画のシカは後者の代表的な種であり、本県においてもこの10年程度の間に、分布を拡大しており、これに伴い農林業被害が顕在化している。特に林業においては、幼齢造林地における枝葉摂食害のほか剥皮害の増加も認められ、生産者にとって大きな損失が生じている。さらに、高標高域への分布の拡大により、亜高山帯及び亜高山帯から高山帯への移行エリアでは経年的な採食圧が認められ、このままでは高山帯への被害の拡大が懸念される深刻な状況になってきている。

※図3 山梨県の地形概要 省略

(2) 生息動向及び捕獲等の状況

ア 生息動向

(ア) 生息分布

シカの生息分布状況については、平成12年度までの既存資料（山梨県森林総合研究所2001）に平成13年度から令和2年度の出猟カレンダー調査による目撃情報に加え、現在のシカ分布を推定している。

平成13年度から平成23年度に新たにシカの分布情報が得られたメッシュは58メッシュであり、この10年程度の間にもシカの分布は急激に拡大し、人による土地利用の高い甲府盆地や冬季に積雪の多い高標高地帯など、従来シカの生息に適さないと考えられていた環境にもシカの生息域が拡大している。

平成23年度に新たにシカが目撃情報が得られた1メッシュ（県域の北西角のメッシュ番号3）以後、平成24年度から令和2年度に新たに分布情報が得られたメッシュはなかった。

県境部の高標高域を除き、分布拡大の余地はほとんどなくなったと考えられる。なお、平成23年度までにシカの分布が確認された地域は、県全体216メッシュのうちの213メッシュと全体の98.6%を占めるに至っている。残る3メッシュ（メッシュ番号119、206、216）は県境に位置しており、本県側の面積が狭く、かつ高標高の地域であり、捕獲を実施していないか、情報を得ることが困難な地域と考えられる。

※図4 シカの分布拡大状況 省略

図5 メッシュ番号 省略

シカが目撃年度数について、平成13年度から令和2年度の出猟カレンダーにより目撃のあったメッシュの目撃年度数の分布を図6に示した。

葉樹林帯が広がっている。さらに、南アルプス、八ヶ岳、関東山地の海拔2,400m以上の寒帯にはハイマツがあり高山植物の宝庫となっている。

以上のような環境特性から、本県は本来多種多様な動植物が生息・生育できる自然環境条件に恵まれている。しかし、開発や森林の変化、中山間地域を取りまく環境の変化等により野生鳥獣の生息環境は大きく変化した。

その結果、生息数が減少する種が見られる一方、生息数が増加し人間活動との軋轢が大きな社会問題となっている種も現れている。

本計画のシカは後者の代表的な種であり、本県においても近年、分布を拡大しながら生息数を増加させ農林業被害が顕在化している。特に林業においては、幼齢造林地における枝葉摂食害のほか剥皮害の増加も認められ、生産者にとって大きな損失が生じている。さらに、高標高域への分布の拡大により、亜高山帯及び亜高山帯から高山帯への移行エリアでは経年的な採食圧が認められ、このままでは高山帯への被害の拡大が懸念される深刻な状況になってきている。

※図3 山梨県の地形概要 省略

イ 生息動向及び捕獲等の状況

(イ) 生息動向

a 生息分布

シカの生息分布状況については、平成12年度までの既存資料（山梨県森林総合研究所2001）に平成13年度から平成27年度の出猟カレンダー調査による目撃情報に加え、現在のシカ分布を推定している。

平成13年度から平成23年度に新たにシカの分布情報が得られたメッシュは58メッシュであり、この10年程度の間にもシカの分布は急激に拡大し、人による土地利用の高い甲府盆地や冬季に積雪の多い高標高地帯など、従来シカの生息に適さないと考えられていた環境にもシカの生息域が拡大している。

平成23年度に新たにシカが目撃情報が得られた1メッシュ（県域の北西角のメッシュ番号3）以後、平成24年度から平成27年度に新たに分布情報が得られたメッシュはなかった。

県境部の高標高域を除き、分布拡大の余地はほとんどなくなったと考えられる。なお、平成23年度までにシカの分布が確認された地域は、県全体216メッシュのうちの213メッシュと全体の98.6%を占めるに至っている。残る3メッシュ（メッシュ番号109、206、216）は県境に位置しており、本県側の面積が狭く、かつ高標高の地域であり、捕獲を実施していないか、情報を得ることが困難な地域と考えられる。

※図4 シカの分布拡大状況 省略

図5 メッシュ番号 省略

シカが目撃年度数について、平成13年度から平成27年度の出猟カレンダーにより目撃のあったメッシュの目撃年度数の分布を図6に示した。

調査した20年度中16年度以上でシカを目撃情報があり、安定的な分布と考えられる地域が県内のほぼ全域に認められている。

甲府盆地周辺や県境の高標高域には目撃年度数の少ないメッシュが存在しているが、甲府盆地については市街地が多いため分布が安定していない、あるいは狩猟を実施してないことが考えられる。

また、県境の高標高域においては、冬季には越冬地への移動によって分布が安定していないこと、鳥獣保護区が広い面積を占めており、狩猟による情報が少ないことが影響している可能性がある。

※図6 シカを目撃年度数分布 省略

(イ) 生息密度

生息密度の推定は、糞塊密度調査、出猟カレンダーによる目撃率によって行っている。

a糞塊密度の変化

生息密度の推定にあたっては、その変化が比較できるよう、同じ調査地点（メッシュ）において、糞塊密度調査を実施している。

令和3年度における各地域のシカの糞塊密度は、八ヶ岳・秩父地域で最も高く、31.1/kmであった。次いで、南アルプス地域での29.8/kmであった。富士北麓・都留地域は最も低く24.5/kmであった。

地域ごとに変化の推移を見ると、八ヶ岳・秩父山地地域は、平成17年度から平成22年度まで増加し続け、平成23年度に減少したが、平成24年度から平成25年度に再び増加した。

平成27年度の結果を除くと、平成26年度から令和元年度まで減少傾向が継続していたが令和2年度に増加に転じ、令和3年度も同程度の割合で増加した。

南アルプス地域は、平成17年度から21年度に高い増加率を示し、平成22年度以降は、増減

を繰り返しながら20~30/kmで推移しているが、

平成17年度と比較すると約3.8倍の増加であり、引き続き高密度状態にあると考えられる。

富士北麓・南都留地域は、平成22年度まで八ヶ岳・秩父山地地域と同様の動向を示し、平成24年度以降は減少に転じたが、平成27年度に増加した。それ以降は減少傾向となっており、シカの生息密度は高いながらも低下し始めていると考えられたが、令和2年度には18.7/kmと増加し、令和3年度も引き続き増加した。

令和3年度は、いずれの地域も増加しており、県全体でも平成28年度以降で最も高い値を示した。このことが一過性のものなのか、シカの個体数の増加傾向を示すものなのかについては、捕獲数等の結果と併せて状況を注視することが必要である。

※表1 地域別の糞塊密度の経年変化 省略

図7 地域別の糞塊密度の変化 省略

図8 地域別の密度指標変化 省略

調査した15年度中6年度以上でシカを目撃情報があり、安定的な分布と考えられる地域が県内のほぼ全域に認められている。

甲府盆地周辺や県境の高標高域には目撃年度数の少ないメッシュが存在しているが、甲府盆地については市街地が多いため分布が安定していない、或いは狩を実施してないことが考えられる。

また、県境の高標高域においては、最近分布が拡大したが、冬季には越冬地への移動によって分布が安定していないこと、鳥獣保護区が広い面積を占めており、狩猟による情報が少ないことが影響している可能性がある。

※図6 シカを目撃年度数分布 省略

b生息密度

生息密度の推定は、糞塊密度調査、出猟カレンダーによる目撃率によって行っている。

(a)糞塊密度の変化

生息密度の推定にあたっては、その変化が比較できるよう、同じ調査地点（メッシュ）において、糞塊密度調査を実施している。

平成28年度における各地域のシカの糞塊密度は、富士北麓・南都留地域で最も高く、27.8/kmであった。次いで、八ヶ岳・秩父山地地域での23.4/kmであった。南アルプス地域は最も低く21.5/kmであった。

地域ごとに変化の推移を見ると、八ヶ岳・秩父山地地域は、平成17年度から平成21年度に顕著な上昇を示し、平成22年度から23年度に低下する傾向が認められていたが、平成24年度から平成25年度に再び上昇した。平成26年度からは若干低下しており、平成27年度の結果を除くと、平成28年度も低下傾向が継続している。

南アルプス地域の糞塊密度は、平成17年度から21年度に高い上昇率を示し、平成22年度から23年度は八ヶ岳・秩父山地地域と同様にやや低下する傾向にあった。平成24年度以降は、低下と上昇を繰り返しながら20~30/kmで推移している。平成22年度以降は概ね横ばいの傾向であるが、平成17年度と比較すると約3倍の上昇であり、引き続き高密度状態にあると考えられる。

富士北麓・南都留地域は、平成21年度まで八ヶ岳・秩父山地地域と同様の動向を示していたが、平成24年度以降は減少に転じた。

そのため、シカ密度は高いながらも低下し始めていると考えられたが、平成28年度には27.8/kmと平成26年度より微増しており、平成17年度と比較すると1.3倍の密度となっている。

※表1 地域別の糞塊密度の経年変化 省略

図7 地域別の糞塊密度の変化 省略

図8 地域別の密度指標変化 省略

b 出猟カレンダーによる目撃率・捕獲率の変化

令和2年度における各地域の目撃率は、南アルプス地域が最も高く1.56、次いで八ヶ岳・秩父山地地域が1.30、最も低かったのが、富士北麓・南都留地域で1.13となっている。

平成17年度の調査結果と比べると、八ヶ岳・秩父山地地域では1.6倍、南アルプス地域では1.0倍、富士北麓・南都留地域では2.4倍と上昇している。

目撃率の変化の推移を見ると、いずれの地域も平成17年度以降、増減はあるものの平成25年度までは値が増加していた。平成25年度以降、八ヶ岳・秩父山地地域では、平成30年度まで減少傾向にあったが令和元年度に増加し、令和2年度に再び減少した。南アルプス地域では、令和元年度までは減少傾向にあったが令和2年度に増加した。富士北麓・南都留地域については、令和元年度に微増し、令和2年度も引き続き増加した。

また、令和2年度における各地域の捕獲率は、南アルプス地域が最も高く0.37、次いで富士北麓・南都留地域で0.24、最も低かったのが八ヶ岳・秩父山地地域が0.23となっている。

各地域とも平成17年度の調査結果と比べると、八ヶ岳・秩父山地地域では1.8倍、南アルプス地域では2.1倍、富士北麓・南都留地域では2.4倍と増加している。

(b) 出猟カレンダーによる目撃率・捕獲率の変化

平成27年度における各地域の目撃率は、八ヶ岳・秩父山地地域が最も高く1.91、次いで南アルプス地域が1.84、最も低かったのが、富士北麓・南都留地域で1.44となっている。

各地域とも平成17年度の調査結果と比べると、八ヶ岳・秩父山地地域では2.4倍、南アルプス地域では1.2倍、富士北麓・南都留地域では3.0倍と上昇している。

また、平成27年度における各地域の捕獲率は、目撃率と同様に、八ヶ岳・秩父山地地域が最も高く0.36、次いで南アルプス地域が0.35、最も低かったのが、富士北麓・南都留地域で0.22となっている。

各地域とも平成17年度の調査結果と比べると、八ヶ岳・秩父山地地域では2.8倍、南アルプス地域では1.9倍、富士北麓・南都留地域では2.2倍と上昇している。

目撃率の変化の推移を見ると、いずれの地域も平成15年度以降平成25年度までは値が上昇していた。

平成15年度以降の目撃率の変化を見ると、八ヶ岳・秩父山地地域は、平成16年度には3地域の中で低い目撃率であったが、年々上昇を続け、平成22年度には最も目撃率の高い南アルプス地域とほぼ同程度の値となり、平成25年度以降は南アルプス地域より高くなった。

調査開始当初に最も目撃率が高かった南アルプス地域も上昇が続いており、平成25年度はこれまでで最も高い値となった。

これら2地域の目撃率は平成25年度をピークに低下に転じた。

一方、富士北麓・南都留地域では、平成15年度から何度か停滞期を挟みながらも上昇傾向が続いている。

捕獲率の変化は、目撃率の変化と同じ傾向であった。

なお、平成25年度は2月中旬に記録的な豪雪があったため、シカの低標高部への移動や、積雪の多さを背景として、シカが目撃されやすい状況が長く続いたため、例年より目撃率と捕獲率が高めに出了た可能性がある。

※表2 出猟カレンダーによる目撃率の変化 省略
表3 出猟カレンダーによる捕獲率の変化 省略
図9 地域別のシカ目撃率変化 省略
図10 地域別のシカ捕獲率変化 省略

※表2 出猟カレンダーによる目撃率の変化 省略
表3 出猟カレンダーによる捕獲率の変化 省略
図9 地域別のシカ目撃率変化 省略
図10 地域別のシカ捕獲率変化 省略

c) 推定生息数

本県におけるシカの推定生息数は、平成26年度まで、区画法による生息密度調査及び糞塊密度調査の結果と出猟カレンダーによる目撃率をもとに、これらのデータの相関により推定を行ってきた。

しかし、国において、平成26年度に科学的・計画的なシカの管理を推進するため、従来の生息密度指標に捕獲数を加え、それらの時間的変化も考慮する推定手法（階層ベイズ法※）による各都府県別の個体数推定を行った。

階層ベイズ法は、従来手法と異なり、観測データと既知の生態情報に合った合理的な生息数が推定され、また、国の調査と整合を図る必要があることから、本県においても、平成27年度から同手法により継続して保有している生息数と関連のある情報（捕獲数、出猟カレンダーによる目撃率、狩猟者登録数、糞塊密度等）を使用して生息数の推定を行っている。

その結果は、次のとおりとなっており、平成28年度の調査結果からは、近年の捕獲圧強化等による一定の成果が見受けられる。

なお、階層ベイズ法は、過去に遡って推定が行われるため、最新のデータが追加されると過去の推定値も修正されるため、推定を行うごとに推定生息数が変化する推定手法となる。

この計画においては、各年度の調査結果の中央値を推定生息数として採用する。

・令和2年度末の推定生息数 34,039頭（令和3年度調査中央値）
【90%信用区間 22,645～54,613】

参考

・令和元年度末の推定生息数 43,642頭（令和2年度調査中央値）
【90%信用区間 27,196～83,463】
・平成30年度末の推定生息数 49,685頭（令和元年度調査中央値）
【90%信用区間 28,096～103,655】
・平成29年度末の推定生息数 50,424頭（平成30年度調査中央値）
【90%信用区間 31,766～109,395】
・平成28年度末の推定生息数 63,381頭（平成29年度調査中央値）
【90%信用区間 23,064～285,646】
・平成27年度末の推定生息数 71,146頭（平成28年度調査中央値）
【90%信用区間 26,266～325,086】

※階層ベイズ法：生息数と関連がある（生息数の変化により影響を受ける）複数の指標の変化とその間の捕獲数を用いて、増加率などの既知の生態情報を活用しながら、膨大な数値の組み合わせから確率論的な計算を行い、生息数を推定する手法

※図11 個体数密度分布 省略 追加

c) 推定生息数

本県におけるシカの推定生息数は、平成26年度まで、区画法による生息密度調査及び糞塊密度調査の結果と出猟カレンダーによる目撃率をもとに、これらのデータの相関により推定を行ってきた。

しかし、国において、平成26年度に科学的・計画的なシカの管理を推進するため、従来の生息密度指標に捕獲数を加え、それらの時間的変化も考慮する推定手法（階層ベイズ法※）による各都府県別の個体数推定を行った。

階層ベイズ法は、従来法と異なり、観測データと既知の生態情報に合った合理的な生息数が推定され、また、国の調査と整合を図る必要があることから、本県においても、平成27年度から同手法により継続して保有している生息数と関連のある情報（捕獲数、出猟カレンダーによる目撃率、狩猟者登録数、糞塊密度等）を使用して生息数の推定を行っている。

その結果は、次のとおりとなっており、平成28年度の調査結果からは、近年の捕獲圧強化等による一定の成果が見受けられる。

なお、階層ベイズ法は、過去に遡って推定が行われるため、最新のデータが追加されると過去の推定値も修正されるため、推定を行うごとに推定生息数が変化する推定手法となる。

この計画においては、平成28年度調査の中央値を推定生息数として採用する。

・平成27年度末の推定生息数 71,146頭（平成28年度調査中央値）
【90%信用区間 26,266～325,086】

参考（本県の平成27年度調査）

・平成26年度末の推定生息数 77,354頭（平成27年度調査中央値）
【90%信用区間 29,027～326,030】

参考（国の平成26年度調査）

・平成25年度末の推定生息数 74,139頭（平成26年度調査中央値）
【90%信用区間 28,623～255,377】
・平成24年度末の推定生息数 69,917頭（平成26年度調査中央値）
【90%信用区間 28,908～238,154】
・平成23年度末の推定生息数 65,193頭（平成26年度調査中央値）
【90%信用区間 28,181～219,685】

※階層ベイズ法：生息数と関連がある（生息数の変化により影響を受ける）複数の指標の変化とその間の捕獲数を用いて、増加率などの既知の生態情報を活用しながら、膨大な数値の組み合わせから確率論的な計算を行い、生息数を推定する手法

(追加)

イ 捕獲等の状況(ア) 捕獲状況

平成17年度の特定鳥獣保護管理計画の策定以降、シカの個体数管理を推進してきた。具体的な対策として、平成17年度からメスを狩猟の対象として加え、平成18年度から、市町村による農林業被害軽減を目的とした管理捕獲を開始し、狩猟においては、1日当たりの捕獲制限を緩和し、1日当たりの捕獲上限を2頭（メス2頭若しくはメス1頭オス1頭）とするとともに、狩猟期間を1ヶ月延長し3月15日までとした。

平成19年度からは、狩猟による捕獲圧を高めるために、県内全域で特例休猟区制度を導入し、狩猟期に休猟区においてもシカを捕獲できることとした。

また、平成21年度からは、鳥獣保護区内においてシカによる自然植生被害が増加していることから、1,000m以上の鳥獣保護区を対象とする県による自然植生回復を目的とした管理捕獲を実施することとした。

さらに、平成25年度からは、ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から狩猟が終了する時期に限定し、くくりわなの輪の直径の規制緩和（12cm以下→20cm以下）を行い、くくりわなによる捕獲の促進を図った。

平成27年度からは指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しており、令和2年度は同事業により、2,766頭を捕獲している。

平成28年度からは、認定鳥獣捕獲等事業者集中捕獲事業により生息密度の高い地域（八ヶ岳や秩父山系等）で出産前のメスを中心に捕獲している。

これらの対策により、令和2年度の捕獲数は、16,458頭となり、平成23年度の捕獲数と比較すると約2.3倍の増加となっている。

なかでも、メスについては、令和2年度の捕獲数は、8,340頭となり、平成23年度の約2.6倍の増加で、一定の成果を挙げている。

(削除)

※図12 シカ捕獲数の推移 省略

表5 狩猟・有害・管理捕獲別シカ捕獲頭数の推移 省略

(イ) 錯誤捕獲状況

シカ等の捕獲強化に伴い、わなの設置台数が増加し、ツキノワグマ及びニホンカモシカ等の錯誤捕獲が発生している。

特にツキノワグマの錯誤捕獲については、人身被害にもつながる危険性があるため、対処方法をあらかじめ決めておき、適切な放獣を実施することが必要である。そのため、本県では、ツキノワグマの保護と被害防止を図ることを目的とし、放獣費用の助成を行っている。

※図13 ツキノワグマ・ニホンカモシカ錯誤捕獲数 省略 追加

(イ) 捕獲等の状況a 捕獲状況

平成17年度の特定鳥獣保護管理計画の策定以降、シカの個体数管理を推進してきた。具体的な対策として、平成17年度からメスを狩猟の対象として加え、平成18年度から、市町村による農林業被害軽減を目的とした管理捕獲を開始し、狩猟においては、1日当たりの捕獲制限を緩和し、1日当たりの捕獲上限を2頭（メス2頭若しくはメス1頭オス1頭）とするとともに、狩猟期間を1ヶ月延長し3月15日までとした。

平成19年度からは、狩猟による捕獲圧を高めるために、県内全域で特例休猟区制度を導入し、狩猟期に休猟区においてもシカを捕獲できることとした。

また、平成21年度からは、鳥獣保護区内においてシカによる自然植生被害が増加していることから、1,000m以上の鳥獣保護区を対象とする県による自然植生回復を目的とした管理捕獲を実施することとした。

さらに、平成25年度からは、ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から狩猟が終了する時期に限定し、くくりわなの輪の直径の規制緩和（12cm以下→20cm以下）を行い、くくりわなによる捕獲の促進を図った。

これらの対策により、平成27年度の捕獲数は、13,169頭となり、10年間で約5倍の増加となっている。

なかでも、メスについては、平成27年度の捕獲数は、6,846頭となり、10年前の約7.5倍の増加で、その割合も、10年前の約34%から約52%に増加し、一定の成果を挙げている。

平成27年度からは指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しており、平成27年度は同事業により、2,744頭を捕獲している。

※表4 狩猟における二ホンジカのわな猟での捕獲状況 省略

図11 シカ捕獲数の推移 省略

表5 狩猟・有害・管理捕獲別シカ捕獲頭数の推移 省略

(追加)

（ウ）捕獲に担い手に関する状況

捕獲の担い手である県内の狩猟免許所持者は、 に減少 傾向にあり、高齢化も進んでいる。

特に、第一種銃猟免許については、平成21年の銃砲刀剣類所持等取締法改正により、猟銃所持に係る規制が厳格化されたことから、狩猟免許所持者数の減少が進んでおり、今後、銃器を用いた個体数調整を継続することが困難になることが予想される。

一方、わな猟免許所持者は増加傾向にあることから、今後の管理事業を継続するためには、わな猟を活用・促進させるほか、新たな担い手の育成も必要となっている。

令和2年度時点の狩猟免許所持者は、3,706名でありその内訳は次のとおりである。

- ・第一種銃猟 1,929名 ・第二種銃猟 35名
- ・わな 1,663名 ・網 79名

また、年齢別（令和2年度末）では、60才以上の狩猟免許所持者が全体の約5.8%と最も多くなっている。

※図14 種類別の狩猟者登録状況 省略 追加

図15 年齢別狩猟免許交付状況 省略

（3）被害状況及び対策の実施状況**ア被害等の状況****（ア）農林業被害の状況**

シカによる造林木の枝葉食害や樹幹部の剥皮害及び野菜や果樹、水稻の食害などの農林業被害額は、平成27年度以降、減少傾向となっているが、恒常的に被害が発生している。

農林業ともに従事者の高齢化に加え、担い手の減少が続く中で、手入れの行き届かない耕作放棄地や荒廃林が増加し、シカが出没しやすい環境となっている。

シカ等の野生動物による農林業被害は、こうした農林業や中山間地域社会の抱える様々な問題を背景にして顕在化していると考えられる。

※図16 農林業被害の状況（被害金額） 省略

（削除） ※図21としてP22へ移動

（イ）自然植生への影響

南アルプス国立公園や秩父多摩甲斐国立公園内などでは、シカによる採食圧・踏圧により自然植生への影響が顕在化している。

令和3年度と平成20年度の被害状況を比較すると、ランクDの箇所がなくなり、すべての調査箇所で植生被害が確認された。（図17）

シカによる植生被害が続いていることから、可能な限り個体の排除を目指し、効果的な捕獲推進を図る。

※図17 南アルプスにおける自然植生被害の状況 省略

b狩猟者の動向

管理捕獲や狩猟による個体数調整の担い手である県内の狩猟免許所持者は、経年的に減少する傾向にあり、高齢化も進んでいる。

特に、第一種銃猟免許については、平成21年の銃砲刀剣類所持等取締法改正により、猟銃所持に係る規制が厳格化されたことから、狩猟免許所持者数の減少が進んでおり、今後、銃器を用いた個体数調整を継続することが困難になることが予想される。

一方、わな猟免許所持者は増加傾向にあることから、今後の管理事業を継続するためには、わな猟を普及させる等、新たな担い手の育成が必要となっている。

平成27年度時点の狩猟免許所持者は、3,265名でありその内訳は次のとおりである。

- ・第一種銃猟 1,862名 ・第二種銃猟 44名
- ・わな 1,283名 ・網 76名

また、年齢別（平成27年度末）では、60才以上の狩猟免許所持者が全体の約6.2%と最も多くなっている。

（追加）

※図12 年齢別狩猟免許交付状況 省略

ウ 被害等及び被害防除状況**（7）被害等の状況****a 農林業被害の状況**

シカによる造林木の枝葉食害や樹幹部の剥皮害及び野菜や果樹、水稻の食害などの農林業被害は、平成27年度は前年度より増加し、364百万円となっている。

農林業ともに従事者の高齢化に加え、担い手の減少等が続く中で、手入れの行き届かない耕作放棄地や荒廃林が増加し、シカが出没しやすい環境となっている。

シカ等の野生動物による農林業被害は、こうした農林業や中山間地域社会の抱える様々な問題を背景にして顕在化していると考えられる。

※図13 農林業被害の状況（被害金額） 省略

図14 農林業被害の状況（被害面積） 省略

b 自然植生への影響

南アルプス国立公園や秩父多摩甲斐国立公園内などでは、シカによる採食圧・踏圧により自然植生への影響が顕在化している。

平成27年度と平成20年度の被害状況を比較すると、ランクDの箇所がなくなり、すべての調査箇所で植生被害が確認された。（図14）

シカによる植生被害が続いていることから、可能な限り個体の排除を目指し、効果的な捕獲推進を図る。

※図15 南アルプスにおける自然植生被害の状況 省略

(削除)(削除)

白根三山（北岳、間ノ岳、農鳥岳）での剥皮状況について調査を行ったところ、より標高の高い場所でシカの剥皮が進んでいる。（図15）

※図18 シカによる白根三山での樹木への剥皮状況の変化（山梨県森林総合研究所）
省略 追加

イ 被害防除の実施状況

農林業被害防除対策については、各種補助制度を活用し、農地周辺での被害防止柵の設置や、森林整備を実施した区域での被害防止柵の設置、忌避剤の塗布、幼齢木ネットの設置等を実施している。

※図19 森林に係る防護柵の設置状況 省略

※図20 農地に係る防護柵の設置状況 省略

6 特定計画の評価と改善

(1) 第二種特定鳥獣の管理の目標の評価と改善

ア 農林業被害の軽減

前計画での目標、シカによる農作物被害、造林木被害を軽減することについては、平成27年度以降、森林の被害面積は減少し、被害を軽減することができているが、農作物被害については、横ばいとなり恒常的に被害が発生している状況にある。引き続き、捕獲を強化するとともに被害防止柵の設置等を実施する必要がある。

※図21 農林業被害の状況 省略

イ 生物多様性の保全と再生

シカによる過度の採食圧等で自然植生の劣化等が生じている地域で植生の回復を図る必要がある。

南アルプス国立公園や秩父多摩甲斐国立公園内などでは、シカによる採食圧・踏圧により、植生への被害は、進行している（図17）。
里山周辺での捕獲によりシカが高標高域へ移動していることが要因として考えられるため、高標高域での対策が必要である。

県有林の天然林74箇所を対象に、剥皮状況について調査を行ったところ、八ヶ岳、瑞牆山、関東山地、富士山周辺で立木の剥皮率が高く、剥皮率は、全体で平成22年度が18%、平成27年度が27%と増加している。（図15）

※図16 森林被害の状況（山梨県森林総合研究所） 省略

(追加)

(イ) 被害防除の状況

農林業被害防除対策については、各種補助制度を活用し、農地周辺での被害防止柵の設置や、森林整備を実施した区域での被害防止柵の設置、忌避剤の塗布、幼齢木ネットの設置等を実施している。

※図17 森林に係る防護柵の設置状況 省略

※図18 農地に係る防護柵の設置状況 省略

(追加)

ウ シカ地域個体群の安定的存続

シカ地域個体群が絶滅することなく、かつ高密度化による生息環境の悪化等が生じないように安定的に存続させる目標においては、高密度化を抑制できていない。

南アルプス地域、秩父山地地域、富士北麓地域において高密度なシカの生息が確認される（図2.2）。

安定的な存続を維持するためには、高密度にシカが分布している地域の捕獲を強化し、密度を低減させる必要がある。

※図2.2 令和元年度シカ推定個体数密度分布 省略

(2) 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

前計画において、平成23年度のシカの推定生息数65,193頭を令和5年度までに半減させることとし、その後、適正な生息密度となる適正生息数4,700頭まで減少させることを数の目標としている。令和2年度末の推定生息数は、34,039頭であり、半減目標については概ね達成しているが、適正生息数まで減少させるためには、引き続き捕獲を強化する必要がある。

7 管理の目標(1) 第二種特定鳥獣の管理の目標

県内のシカの個体数は、減少が見られるが依然として高水準で、農林業被害も恒常化している。

森林では採食圧により自然植生にダメージを与えており、特に南アルプス地域等では高山帯に分布域を広げ、一部のエリアにおいては希少な高山植物を採食するなど高山帯生態系に影響を及ぼし、森林生態系における生物多様性の保全上、大きな問題となっている。

これらの状況を踏まえ、本計画では次のことを管理の目標とし、目標を達成するため、当面の年間捕獲目標を16,000頭とする。

(2) 管理の目標

県内のシカ密度（個体数）は減少が見られるが依然として高水準で、農林業被害も恒常化している。

森林では採食圧により自然植生にダメージを与えており、特に南アルプス地域等では高山帯に分布域を広げ、一部のエリアにおいては希少な高山植物を採食するなど高山帯生態系に影響を及ぼし、森林生態系における生物多様性の保全上、大きな問題となっている。

これらの状況を踏まえ、本計画では次の三点を管理の目標とする。

(2) 目標を達成するための施策の基本的考え方**ア 計画対象区域での施策****(ア) 計画対象区域のゾーニング**

本県は地形的に標高差が大きく、県土の周囲を2,000m～3,000m級の山塊に囲まれているという特徴がある。低標高部は種々の産業の生産活動の場になっており、シカとの軋轢が最も大きくなる地域であり、標高を基準としたシカ管理のゾーニングを行うことは、人間とシカの調和的共存を図るのに有効であると考えられる。

また、本県は富士山をはじめとして全国的にも貴重な高山、亜高山帯を有しているが、これらの多くには広大な鳥獣保護区が配置されており、総面積は74,795.9ha、県土面積の16.8%に及んでいる。これらの地域には貴重かつ特有の動植物が存在しており、独特の生態系バランスが保たれているが、近年の温暖化などの影響により、これまでシカが生息していなかった高標高域（多雪地域）にシカの分布が拡大し、特有の森林生態系に影響を与えることが懸念されている。これらの地域におけるシカ管理は森林生態系の保全のため非常に重要であり、特別な対策を検討する必要がある。

以上を踏まえ、各管理地域区分において、次のようなゾーニングを行い、それぞれの地域ごとに重点的な目標を設定し、個体数調整、生息環境整備、被害防除対策及びモニタリング（以下「管理事業」という。）を実施することとする。

また、モニタリングの結果を踏まえて、必要に応じて管理目標の修正等を行う。

なお、ゾーニングは次の区分を原則とするが、各ゾーンにおける管理事業実施にあたり、調整が必要な場合は、関係機関による調整を行うものとする。

- ・農林業ゾーン：標高1,000m未満の地域
- ・共生ゾーン：標高1,000m以上で鳥獣保護区及び特別保護地区以外の地域
- ・生態系保全ゾーン：標高1,000m以上で鳥獣保護区及び特別保護地区に含まれる地域

※図 2.3 計画対象区域のゾーニング 省略

(イ) 年度ごとの実施計画の作成

目標を効果的・効率的に達成するため、計画に沿って事業を実行する取組みを定めた実施計画を毎年度作成し、公表するように努める。

実施主体は県及び市町村とし、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下、「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づき市町村が策定する被害防止計画がある場合は、これと整合を図る。

また、県において指定管理鳥獣捕獲等事業を行う場合は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定する。

(3) 計画対象地域ごとの管理方針**ア 農林業ゾーン****(ア) 管理方針**

この地域は、農地、里山林及び市街地が広がり、人の経済活動が活発な地域であることから、農地や里山林周辺でのシカの定着を解消し、農林業被害を軽減することを目標に、

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方**ア 計画対象区域での施策****(ア) 計画対象区域のゾーニング**

本県は地形的に標高差が大きく、県土の周囲を2,000m～3,000m級の山塊に囲まれているという特徴がある。低標高部は種々の産業の生産活動の場になっており、シカとの軋轢が最も大きくなる地域であり、標高を基準としたシカ管理のゾーニングを行うことは、人間とシカの調和的共存を図るのに有効であると考えられる。

また、本県は富士山をはじめとして全国的にも貴重な高山、亜高山帯を有しているが、これらの多くには広大な鳥獣保護区が配置されており、総面積は74,795.9ha、県土面積の16.8%に及んでいる。これらの地域には貴重かつ特有の動植物が存在しており、独特の生態系バランスが保たれているが、近年の温暖化などの影響により、これまでシカが生息していなかった高標高域（多雪地域）にシカの分布が拡大し、特有の森林生態系に影響を与えることが懸念されている。これらの地域におけるシカ管理は森林生態系の保全のため非常に重要であり、特別な対策を検討する必要がある。

以上を踏まえ、各管理地域区分において、次のようなゾーニングを行い、それぞれの地域ごとに重点的な目標を設定し、個体数調整、生息環境整備、被害防除対策及びモニタリング（以下「管理事業」という。）を実施することとする。

なお、ゾーニングは次の区分を原則とするが、各ゾーンにおける管理事業実施にあたり、調整が必要な場合は、関係機関による調整を行うものとする。

- ・農林業ゾーン：標高1,000m未満の地域
- ・共生ゾーン：標高1,000m以上で鳥獣保護区及び特別保護地区以外の地域
- ・生態系保全ゾーン：標高1,000m以上で鳥獣保護区及び特別保護地区に含まれる地域

※図 19 計画対象区域のゾーニング 省略

(イ) 年度ごとの実施計画の作成

目標を効果的・効率的に達成するため、計画に沿って事業を実行する取組みを定めた実施計画を毎年度作成し、公表するように努める。

実施主体は県及び市町村とし、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下、「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づき市町村が策定する被害防止計画がある場合は、これと整合を図る。

また、県において指定管理鳥獣捕獲等事業を行う場合は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定する。

(4) 計画対象地域ごとの管理方針**ア 農林業ゾーン****(ア) 管理方針**

この地域は、農地、里山林及び市街地が広がり、人の経済活動が活発な地域であることから、農地や里山林周辺でのシカの定着を解消し、農林業被害を軽減することを目標に、

市町村等、地域が主体となって被害防除対策と個体数調整を中心に管理事業を実施する。

(イ) 実施事業

・農地への侵入防止のための防護柵設置の推進

農作物等への被害を防止するため、農地へシカが侵入しないよう、広域柵の維持補修や開口部対策、広域柵未設置箇所での防護柵の設置を推進する。

・農地や里山林周辺でのシカの定着解消のための個体数調整の実施

農地や里山林周辺でのシカの定着を解消することを目標にして、農林業被害の状況に応じて計画的に個体数調整を行う。

なお、このゾーン内におけるシカの生息密度は1頭/k㎡を目標とする。

・地域主体での被害対策の取り組みの促進

被害対策は、地域主体での取り組みが重要であることから、地域での自立的かつ総合的な取り組みを促進する。

イ 共生ゾーン

(ア) 管理方針

この地域では、森林整備が計画的に行われており、木材生産のほか、公益的機能の向上が図られている。しかしながら、森林整備とシカの個体数調整が連携していない場合、シカの高密度化や採食圧により伐採跡地の更新や林床植物の生長が著しく妨げられる状況も見られているため、森林整備と個体数調整の総合的な実施が必要となっている。

この地域をシカの主な生息域として位置付け、植生とのバランスを保ちつつシカ個体群を安定的に存続させることを目標に森林整備等による生息環境整備と併せ、県又は市町村等、地域が主体となって、個体数調整を実施する。

なお、捕獲困難地域においては、県が個体数調整を実施する。

(イ) 実施事業

・森林整備による生息環境整備

国有林造林事業等の森林整備を実施し、シカを含めた様々な生物の生息環境改善に資するよう、個体数調整と一体的に実施する。

・自然植生回復のための個体数調整の実施

シカの生息密度が高い箇所や自然植生を回復すべき箇所については、森林整備状況や植生劣化状況を勘案して個体数調整を実施する。また、生息環境整備と個体数調整を一体的に実施するため、森林整備実施地においても必要に応じて個体数調整を実施する。

なお、このゾーン内におけるシカの生息密度は2～4頭/k㎡を目標とする。

・植生防護柵等の設置

シカの採食圧から自然植生を保護する柵や幼齢木保護具等を設置し、個体数調整と連携しながら植生保護及び土壌保全を図る。

ウ 生態系保全ゾーン

(ア) 管理方針

近年、シカの採食圧による自然植生の劣化が顕著になり、一部の地域では土壌流出が

市町村等、地域が主体となって被害防除対策と個体数調整を中心に管理事業を実施する。

(イ) 実施事業

・農地への侵入防止のための防護柵設置の推進

農作物等への被害を防止するため、農地へシカが侵入しないよう、広域柵の維持補修や開口部対策、広域柵未設置箇所での防護柵の設置を推進する。

・農地や里山林周辺でのシカの定着解消のための個体数調整の実施

農地や里山林周辺でのシカの定着を解消することを目標にして、農林業被害の状況に応じて計画的に個体数調整を行う。

なお、このゾーン内におけるシカの生息密度は1頭/k㎡を目標とする。

・地域主体での被害対策の取り組みの促進

被害対策は、地域主体での取り組みが重要であることから、地域での自立的かつ総合的な取り組みを促進する。

イ 共生ゾーン

(ア) 管理方針

この地域では、森林整備が計画的に行われており、木材生産のほか、公益的機能の向上が図られている。しかしながら、森林整備とシカの個体数調整が連携していない場合、シカの高密度化や採食圧により伐採跡地の更新や林床植物の生長が著しく妨げられる状況も見られているため、森林整備と個体数調整の総合的な実施が必要となっている。

この地域をシカの主な生息域として位置付け、植生とのバランスを保ちつつシカ個体群を安定的に存続させることを目標に、県が主体となって、森林整備等による生息環境整備と個体数調整を連携して管理事業を実施する。

(イ) 実施事業

・森林整備による生息環境整備

国有林造林事業等の森林整備を実施し、シカを含めた様々な生物の生息環境改善に資するよう、個体数調整と一体的に実施する。

・自然植生回復のための個体数調整の実施

シカの生息密度が高い箇所や自然植生を回復すべき箇所については、森林整備状況や植生劣化状況を勘案して個体数調整を実施する。また、生息環境整備と個体数調整を一体的に実施するため、森林整備実施地においても必要に応じて個体数調整を実施する。

なお、このゾーン内におけるシカの生息密度は2～4頭/k㎡を目標とする。

・植生防護柵等の設置

このゾーン内においても、必要に応じて植生防護柵や幼齢木保護具等を設置し、個体数調整と連携しながら植生保護及び土壌保全を図る。

ウ 生態系保全ゾーン

(ア) 管理方針

近年、シカの採食圧による自然植生の劣化が顕著になり、一部の地域では土壌流出が

発生するなど、生態系への影響が深刻化していることから、この地域では、県又は国が主体となってシカの生息密度を低減し、林床植生の保全、被害発生箇所での早急な回復を目標に管理事業を実施する。

(イ)実施事業

・シカの生息密度を低減させるための個体数調整の実施

共生ゾーンを含む箇所において、シカの生息密度を低減させるため、シカの高密度化により自然植生が劣化している場所を中心に個体数調整を実施する。

なお、このゾーン内におけるシカの生息密度は1～3頭/k㎡を目標とする。

・植生防護柵等の設置

このゾーン内においても、必要に応じて植生防護柵や幼齢木保護具等を設置し、個体数調整と連携しながら植生保護及び土壌保全を図る。

8 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

国が、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（平成25年12月）において示した、平成23年度のシカの推定生息数を令和5年度までに半減させる目標を踏まえ、本県も、平成23年度のシカの推定生息数を令和5年度までに半減させることとし、その後、適正な生息密度となる適正生息数4,700頭まで減少させることを前計画において目標としていたが、半減目標については、概ね達成する見込みとなったため、本計画では、令和2年度のシカの推定生息数を令和13年度までの10年間で半減（本計画期間には推定生息数を25,000頭にする。）とし、その後、適正な生息密度となる適正生息数4,700頭まで減少させることを数の調整の目標とする。

数の調整は、狩猟、農林業被害等の防止のための捕獲（有害捕獲）、生息数又は生息範囲の抑制のための捕獲（管理捕獲）により実施する。

県は、毎年度、数の調整による捕獲頭数の目標を定めた実施計画を策定するものとする。その際、捕獲目標頭数は、直近のモニタリング結果によるシカの推定生息数の中央値を基数として、前年度の捕獲頭数等を踏まえ、生息数の将来予測を実施の上、令和13年度の半減化目標が達成可能となるような捕獲頭数を設定することとし、効果的な計画となるよう留意するものとする。

また、モニタリングによる生息状況や個体数調整の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

なお、個体数調整に当たっては、生物多様性や狩猟資源の確保のため、絶滅させることのないよう最小存続可能個体数（MVP※）に留意するものとする。

※MVP：最小存続可能個体数（Minimum Viable Population）のことで、個体群絶滅の危機を避けるため個体数をこれ未満にしてはならないという値。

具体的には、IUCN（国際自然保護連合）のレッドリストカテゴリーの一つであるVulnerable（絶滅危惧Ⅱ種）の基準（2001）を参考に、1地域個体群の最低維持頭数は、1,000頭以上とする。

(1)狩猟

発生するなど、生態系への影響が深刻化していることから、この地域では、県又は国が主体となってシカの生息密度を低減し、林床植生を早急に回復させることを目標に管理事業を実施する。

(イ)実施事業

・シカの生息密度を低減させるための個体数調整の実施

共生ゾーンを含む箇所において、シカの生息密度を低減させるため、シカの高密度化により自然植生が劣化している場所を中心に個体数調整を実施する。

なお、このゾーン内におけるシカの生息密度は1～3頭/k㎡を目標とする。

・植生防護柵等の設置

シカの採食圧から自然植生を保護する柵や幼齢木保護具等を設置し、個体数調整と連携しながら植生保護及び土壌保全を図る。

6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

国が、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（平成25年12月）において示した、平成23年度のシカの推定生息数を平成35年度までに半減させる目標を踏まえ、本県も、平成23年度のシカの推定生息数を平成35年度までに半減させることとし、その後、適正な生息密度となる適正生息数4,700頭まで減少させることを

数の調整の目標とする。

数の調整は、狩猟、農林業被害等の防止のための捕獲（有害捕獲）、生息数又は生息範囲の抑制のための捕獲（管理捕獲）により実施する。

県は、毎年度、数の調整による捕獲頭数の目標を定めた実施計画を策定するものとする。その際、捕獲目標頭数は、直近のモニタリング結果によるシカの推定生息数の中央値を基数として、前年度の捕獲頭数等を踏まえ、生息数の将来予測を実施の上、平成35年度の半減化目標が達成可能となるような捕獲頭数を設定することとし、効果的な計画となるよう留意するものとする。

なお、モニタリングによる生息状況や個体数調整の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

おって、個体数調整にあたっては、生物多様性や狩猟資源の確保のため、絶滅させることのないよう最少存続可能個体数（MVP※）に留意するものとする。

※MVP：最少存続可能個体数（Minimum Viable Population）のことで、個体群絶滅の危機を避けるため個体数をこれ未満にしてはならないという値。

具体的には、IUCN（国際自然保護連合）のレッドリストカテゴリーの一つであるVulnerable（絶滅危惧Ⅱ種）の基準（2001）を参考に、絶滅のおそれのある地域個体群規模（性成熟個体1,000頭）を維持することとする。

(1)狩猟

ア メスジカの優先捕獲

、個体数抑制に効果的なメスジカの捕獲を優先させる。

イ 特例休猟区制度の適用

シカについては特例休猟区制度を適用する。

休猟区が設定された際は、その区域内におけるシカの狩猟を可能とする。

ウ 狩猟期間の延長

狩猟期間については、11月15日から3月15日までとし、通常の狩猟期間を1ヶ月延長することとする。

エ 捕獲頭数の制限緩和

オス、メスとも無制限とする。

オ くくりわなの輪の直径の規制緩和

シカを捕獲するために使用するくくりわなの輪の直径を12cm以下とする規制を、ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から狩猟が終了する時期までの期間に限り、20cm以下に緩和する。

なお、規制緩和の開始時期については、イノシシ・ツキノワグマ保護管理会議の意見を聴きながら、狩猟期前に定めることとする。

(2) 有害捕獲

市町村は、農林業ゾーンにおいて、シカによる被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合にも有害捕獲を積極的に実施する。

捕獲方法は、わな又は銃器による方法等による。

(3) 個体群管理ア 農林業被害軽減目的の個体数調整を実施

農林業ゾーンにおいて、被害の状況に応じて市町村等が実施する。

農地周辺域に定着した個体から優先的に捕獲することとし、銃器による捕獲が困難な場所に定着した個体を捕獲するため、わなによる捕獲を推進する。

イ 自然植生回復目的の個体数調整を実施

生態系保全ゾーン及び共生ゾーンにおいて、自然植生の劣化状況等に応じて市町村等、県又は国の機関が実施する。

捕獲の方法は、わな又は猟犬を用いた銃器によるものとする。

(4) 指定管理鳥獣捕獲等事業

本計画の目標を達成するため、鳥獣保護区において、シカの捕獲を県が行う指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

また、ジビエ利用拡大のための研修を実施し、狩猟者の意識改革を行う。

なお、事業の目的、実施期間、実施区域、事業の目標等については、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画で定める。

(5) 新たな捕獲手法の検討・担い手の育成ア メスジカの優先捕獲

狩猟においても、個体数抑制に効果的なメスジカの捕獲を優先させる。

イ 特例休猟区制度の適用

シカについては特例休猟区制度を適用する。

休猟区が設定された際は、その区域内におけるシカの狩猟を可能とする。

ウ 狩猟期間の延長

狩猟期間については、11月15日から3月15日までとし、通常の狩猟期間を1ヶ月延長することとする。

エ 捕獲頭数の制限緩和

オス、メスとも無制限とする。

オ くくりわなの輪の直径の規制緩和

シカを捕獲するために使用するくくりわなの輪の直径を12cm以下とする規制を、ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から狩猟が終了する時期までの期間に限り、20cm以下に緩和する。

なお、規制緩和の開始時期については、イノシシ・ツキノワグマ保護管理検討会の意見を聴きながら、狩猟期前に定めることとする。

(2) 有害捕獲

市町村は、農林業ゾーンにおいて、シカによる被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合にも有害捕獲を積極的に実施する。

捕獲方法は、わな又は銃器による方法等による。

(3) 管理捕獲ア 農林業被害軽減目的の管理捕獲

農林業被害軽減を目的にシカを個体数調整する管理捕獲は、農林業ゾーンにおいて、被害の状況に応じて市町村等が実施する。

農地周辺域に定着した個体から優先的に捕獲することとし、銃器による捕獲が困難な場所に定着した個体を捕獲するため、わなによる捕獲を推進する。

イ 自然植生回復目的の管理捕獲

自然植生回復を目的にシカを個体数調整する管理捕獲は、生態系保全ゾーン及び共生ゾーンにおいて、自然植生の劣化状況等に応じて県又は国の機関が実施する。

管理捕獲の方法は、わな又は猟犬を用いた銃器による方法等による。

ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業

本計画の目標を達成するため、生態系保全ゾーン及び共生ゾーンのうち、特にシカの生息密度が高い地域において、県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

なお、事業の目的、実施期間、実施区域、事業の目標等については、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画で定める。

(4) 新たな捕獲手法の検討・担い手の育成

本県 急峻な山地が多く、地形も様々であることから、捕獲が困難な地域があり、捕獲従事者についても高齢化傾向や狩猟免許所有者が減少する中で、捕獲困難地域での捕獲が課題となっており、捕獲困難地域での情報を収集し、捕獲手法を検討することが必要である。

そこで、くくりわなによる捕獲など、より効率的に捕獲できる手法の推進を図り、ICT等を用いた捕獲技術の検討を行う。

併せて、新たな担い手の確保・育成を図るため、新規狩猟免許、猟銃所持許可取得者への経費助成や管理捕獲従事者等育成研修会 に取り組むこととする。

また、鳥獣の捕獲等を適正かつ効果的に実施することができる認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保に努めるものとする。

(6) 捕獲個体の処理

捕獲個体の処理に当たっては、捕獲個体を山野に放置することなく適正に処分することとし、併せて、推定個体数の検証を行う際等に重要な情報となるため、捕獲個体情報の収集を行うよう努めるものとする。また、捕獲したシカを食肉として有効活用することとする。

(7) 捕獲したシカの有効利用

狩猟者等のジビエ利用に対する意識を高め、ニホンジカ有効活用ガイドラインに則り、捕獲したシカを有効利用する。

9 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

(1) 生息地の保護

シカの生息環境を保護するため、現在指定されている鳥獣保護区の継続に努めることとするが、著しいシカの高密度化等による自然植生の劣化や農林業被害が発生している地域については、他の鳥獣の生息環境の保護について十分考慮し、鳥獣保護区の指定区域の見直しや指定区域内における狩猟の取り扱いについても検討を進める。

(2) 生息環境の整備

ア 森林整備による生息環境整備

共生ゾーンにおいては、荒廃した里山林の整備や人工林の針広混交林化、広葉樹の植栽等により生息環境の改善を図る。

イ 生息環境整備と個体数調整の一体的実施

間伐等の森林整備実施地においても、個体数調整との連携が不十分な場合には、シカの高密度化や累積的な採食圧により林床植生の回復が著しく妨げられている。そのため、森林整備等による生息環境整備と個体数調整の連携を強化し、計画的かつ一体的に取り組むこととする。

ウ 個体数増加の防止

森林伐採や草地造成、放棄され草原化した耕作地、法面等の緑化により作り出された草地及び牧草地、放牧地はシカにとって餌量が多い環境であるため、個体数の増加や高い繁殖率の引き金となっている。このことから、個体数の増加をもたらすことのないよう、また、高い繁殖率を維持する要因とならないよう、次のとおり環境を改善する施策を推進す

本県においては、急峻な山地が多く、また、シカの出没が多い草地等周辺での捕獲が課題となっている。

また、狩猟免許所有者の減少・高齢化も進行している。

そこで、くくりわなによる捕獲など、より効率的に捕獲できる手法の推進を図る。

併せて、新たな担い手の確保・育成を図るため、相談会等の開催等による新規狩猟者確保対策、研修会の実施等による管理捕獲従事者養成対策に取り組むこととする。

また、鳥獣の捕獲等を適正かつ効果的に実施することができる認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保に努めるものとする。

(5) 捕獲個体の処理

捕獲個体の処理に当たっては、捕獲個体を山野に放置することなく適正に処分することとし、併せて、捕獲個体情報の収集のため、必要な計測、試料採取を行うよう努めるものとする。また、捕獲したシカを食肉として有効活用することとする。

(追加)

7 第二種特定鳥獣の生息環境に関する事項

(1) 生息環境の保護

シカの生息環境を保護するため、現在指定されている鳥獣保護区の継続に努めることとするが、著しいシカの高密度化等による自然植生の劣化や農林業被害が発生している地域については、他の鳥獣の生息環境の保護について十分考慮し、鳥獣保護区の指定区域の見直しや指定区域内における狩猟の取り扱いについても検討を進める。

(2) 生息環境の整備

ア 森林整備による生息環境整備

共生ゾーンにおいては、荒廃した里山林の整備や人工林の針広混交林化、広葉樹の植栽等により生息環境の改善を図る。

イ 生息環境整備と個体数調整の一体的実施

間伐等の森林整備実施地においても、個体数調整との連携が不十分な場合には、シカの高密度化や累積的な採食圧により林床植生の回復が著しく妨げられている。そのため、森林整備等による生息環境整備と個体数調整の連携を強化し、計画的かつ一体的に取り組むこととする。

ウ 個体数増加の防止

森林伐採や草地造成、放棄され草原化した耕作地、法面等の緑化により作り出された草地及び牧草地、放牧地はシカにとって餌量が多い環境であるため、個体数の増加や高い繁殖率の引き金となっている。このことから、個体数の増加をもたらすことのないよう、また、高い繁殖率を維持する要因とならないよう、次のとおり環境を改善する施策を推進す

- る。
- ・林縁部における耕作放棄地の解消
- ・森林整備を実施した箇所における剥皮防止帯の設置等
- ・牧草地における侵入防止柵の設置
- ・放牧地において設置されている柵の改善
- ・里山林における不用木や侵入竹の除去

1.0 被害防除対策に関する事項

(1) 農林業被害対策

シカによる被害への防除対策の柱は防護柵である。林業被害にしても、農業被害にしても、防護柵によってシカの侵入を防止することが最も効果的な対策である。シカの生息地と農地を分断する目的で設置した広域柵は、被害対策として一定の成果をあげているが、未設置箇所や開口部での被害の発生が見られることから、維持補修や開口部対策、未設置箇所への防護柵設置を推進することとする。

また、樹幹部の剥皮害防止のため、ネット等による保護を推進する。

(2) 自然環境に対する被害対策

自然植生への強い採食圧がかかっている地域では、捕獲圧を高めるとともに、植生防護柵の設置など植生の保護について、関係機関が連携して検討、対策を実施する。

(3) 地域での自立的かつ総合的な取り組みの促進

市町村等は、農業者等の農地の適切な利用への指導・助言及び地形、作物等地域の実情に合わせ、必要に応じて半恒久的な防護柵の設置などの被害防除への支援など、地域全体の被害を軽減するよう被害対策を実施することとする。

県は、地域野生鳥獣被害対策連絡会議を通じて、広域的な連携・調整を行うことにより効果的な被害防除体制の確立を目指すほか、市町村等が実施する被害対策に必要な支援・助言、地域で助言等を行うリーダーの育成、試験研究機関での実証事例（県総合農業技術センターで開発した多獣種対応型進入防止柵である「獣摒くんライト」等）の情報収集、提供等に努めるものとする。

1.1 モニタリング等

野生動物の生息状況や生息環境は常に変化しており、自然環境や土地利用等の影響を受けるため、生息状況や被害状況など管理に必要な項目についてモニタリングを定期的実施する。

ニホンジカ保護管理会議等においてモニタリングの結果を検証し、効果的な管理に活用するほか、必要に応じて本計画及び事業の見直しの検討を行う。

(1) 生息状況

捕獲情報や糞塊法等による定期的な生息密度調査、生息動向調査、分布調査を実施する。

(2) 被害及び自然植生の回復状況

- る。
- ・林縁部における耕作放棄地の解消
- ・森林整備を実施した箇所における剥皮防止帯の設置等
- ・牧草地における侵入防止柵の設置
- ・放牧地において設置されている柵の改善
- ・里山林における不用木や侵入竹の除去

8 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

(1) 被害防止対策

ア 農林業被害対策

シカによる被害への防除対策の柱は防護柵である。林業被害にしても、農業被害にしても、防護柵によってシカの侵入を防止することが最も効果的な対策である。シカの生息地と農地を分断する目的で設置した広域柵は、被害対策として一定の成果をあげているが、未設置箇所や開口部での被害の発生が見られることから、維持補修や開口部対策、未設置箇所への防護柵設置を推進することとする。

また、樹幹部の剥皮害防止のため、ネット等による保護を推進する。

イ 自然環境に対する被害対策

自然植生への強い採食圧がかかっている地域では、捕獲圧を高めるとともに、植生防護柵の設置など植生の保護について、関係機関が連携して検討、対策を実施する。

ウ 地域での自立的かつ総合的な取り組みの促進

市町村等は、農業者等の農地の適切な利用への指導・助言及び地形、作物等地域の実情に合わせ、必要に応じて半恒久的な防護柵の設置などの被害防除への支援など、地域全体の被害を軽減するよう被害対策を実施することとする。

県は、地域野生鳥獣被害対策連絡会議を通じて、広域的な連携・調整を行うことにより効果的な被害防除体制の確立を目指すほか、市町村等が実施する被害対策に必要な支援・助言、地域で助言等を行うリーダーの育成、試験研究機関での実証事例（県総合農業技術センターで開発した多獣種対応型進入防止柵である「獣摒くんライト」等）の情報収集、提供等に努めるものとする。

(2) モニタリング等

野生動物の生息状況や生息環境は常に変化しており、自然環境や土地利用等の影響を受けるため、生息状況や被害状況など管理に必要な項目についてモニタリングを定期的実施する。

ニホンジカ保護管理検討会等においてモニタリングの結果を検証し、効果的な管理に活用するほか、必要に応じて本計画及び事業の見直しの検討を行う。

モニタリングの結果と、地形、自然植生や人工林等の生息環境の情報、シカ個体群の情報、被害情報、管理事業の実施状況等は地理情報システム（GIS）上で整理し、集積する。

ア 生息状況

捕獲情報や糞塊法等による定期的な生息密度調査、生息動向調査、 を実施する。

イ 被害及び自然植生の回復状況

農林業被害を把握するため、「野生鳥獣による農林水産物被害等調査」等より被害地、被害品目、被害量等の情報を収集するとともに、新たな被害把握手法の開発を検討する。また、自然植生の回復状況を把握するため、実地踏査や植生防護柵内外の植生比較調査等を実施する。

(3) 捕獲状況及び個体群特性

捕獲状況を把握するため、狩猟者等から出猟日、捕獲日、捕獲場所及び雌雄別の捕獲頭数などの報告を徹底させるとともに、管理捕獲においては、個体群特性を把握するためのオスの角のポイント数、妊娠の有無等の情報など、シカの個体数変動シミュレーションの指標となる各種情報の収集に努める。

1.2 その他管理のために必要な事項

(1) 計画の実施体制

計画の実施に当たっては、国、県、市町村、研究機関、農林業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体等が連携して取り組むこととする。

ア 協議会の設置

県は、第二種特定鳥獣管理計画の策定又は変更、同計画の実施状況の評価等に係る検討を行うため、学識経験者、農林業団体、狩猟者団体、市町村等により構成される山梨県ニホンジカ保護管理会議を設置する。

併せて、関係機関相互の連携による捕獲対策及び被害防止対策等の円滑な実施のため、市町村、農林業団体、狩猟者団体等により構成される野生鳥獣被害対策連絡協議会を設置する。

イ 役割分担

県、市町村、農林業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体等、多様な実施主体がそれぞれの役割に応じ、モニタリング、被害状況の調査を行うとともに、各種事業を実施するものとする。

なお、県は、市町村等が実施する管理捕獲、被害防除等の事業に対して助成を行う。

ウ 評価

山梨県ニホンジカ保護管理会議等の意見を聞く中で、毎年度、前年度に実施した事業の評価・検証を行うとともに、その結果を、第二種特定鳥獣管理計画の変更や次年度の実施計画の作成に反映させる。

※図 2.4 計画の実施体系 省略

(2) 普及啓発・広報活動

シカによる農林業被害の状況や管理事業の実施について、住民はもとより幅広い関係者の理解と協力が不可欠であることから、県は、シカの生息状況、被害状況、捕獲状況等について、ホームページ等により公表するよう努める。

市町村はシカの生息状況など地域の実情に応じた講習会の開催やパンフレットの活用等に

農林業被害を把握するため、「野生鳥獣による農林水産物被害等調査」等より被害地、被害品目、被害量等の情報を収集するとともに、新たな被害把握手法の開発を検討する。また、自然植生の回復状況を把握するため、実地踏査や植生防護柵内外の植生比較調査等を実施する。

ウ 捕獲状況及び個体群特性

捕獲状況を把握するため、狩猟者等から出猟日、捕獲日、捕獲場所及び雌雄別の捕獲頭数などの報告を徹底させるとともに、管理捕獲においては、個体群特性を把握するためのオスの角のポイント数、妊娠の有無等の情報など、シカの個体数変動シミュレーションの指標となる各種情報の収集に努める。

(3) 計画の実施体制

計画の実施に当たっては、国、県、市町村、研究機関、農林業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体等が連携して取り組むこととする。

ア 検討会及び協議会の設置

県は、第二種特定鳥獣管理計画の策定又は変更、同計画の実施状況の評価等に係る検討を行うため、学識経験者、農林業団体、狩猟者団体、市町村等により構成される山梨県ニホンジカ保護管理検討会を設置する。

併せて、関係機関相互の連携による捕獲対策及び被害防止対策等の円滑な実施のため、市町村、農林業団体、狩猟者団体等により構成される野生鳥獣被害対策連絡協議会を設置する。

イ 役割分担

県、市町村、農林業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体等、多様な実施主体がそれぞれの役割に応じ、モニタリング、被害状況の調査を行うとともに、各種事業を実施するものとする。

なお、県は、市町村等が実施する管理捕獲、被害防除等の事業に対して助成を行う。

ウ 評価

山梨県ニホンジカ保護管理検討会等の意見を聞く中で、毎年度、前年度に実施した事業の評価・検証を行うとともに、その結果を、第二種特定鳥獣管理計画の変更や次年度の実施計画の作成に反映させる。

※図 20 計画の実施体系 省略

(4) 普及啓発・広報活動

シカによる農林業被害の状況や管理事業の実施について、住民はもとより幅広い関係者の理解と協力が不可欠であることから、県は、シカの生息状況、被害状況、捕獲状況等について、ホームページ等により公表するよう努める。

市町村はシカの生息状況など地域の実情に応じた講習会の開催やパンフレットの活用等に

より、住民等に対し、シカに関する基本的知識の周知、住民自らが取り組める対策の普及促進に努める。

(3) 関係都県等との連携

県内のシカは、隣接する東京都、神奈川県、埼玉県、静岡県、長野県にまたがる行動域を有しているため、これら関係都県と連携し、分布状況、被害状況、捕獲状況等について情報交換を行い、効果的な管理事業の実施に向けた取組みを推進する。

また、県内には三つの国立公園があり、そのいずれにおいてもシカによる被害が発生しているため、環境省とも連携を図りながら管理事業を実施する。

(4) 錯誤捕獲の予防

錯誤捕獲を予防するため、捕獲目的の動物にあったわな・檻の設置等の徹底を図る。

また、錯誤捕獲が複数回発生した場合には、周辺でのわな設置を中止することを指導し、錯誤捕獲の防止に努める。

(5) 人獣共通感染症への注意喚起

捕獲作業等によるシカとの接触で注意すべき感染症として、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒介感染症等が知られており、捕獲従事者及び狩猟者への感染予防対策、注意喚起・普及啓発を実施する。

なお、狩猟者や捕獲従事者は、シカの捕獲と同時にイノシシの捕獲も行うことも考えられ、非人獣共通感染症である豚熱ウイルス拡散リスクが伴うため、狩猟者や捕獲従事者に対し、必要な情報を提供するとともに必要な防疫措置を実施するよう周知する。

(6) その他

管理事業の実施に当たっては、県や大学等の研究機関の科学的知見に基づく調査結果や研究成果を取り入れ、管理の目標設定や、目標を達成するための施策に反映させるとともに、効率的な捕獲や効果的な植生回復の手法等について検討する。

また、シカの被害については、市町村境を超えた広範囲に及ぶため、市町村を超えた広域捕獲について、研究を進めていく。

より、住民等に対し、シカに関する基本的知識の周知、住民自らが取り組める対策の普及促進に努める。

(5) 関係都県等との連携

県内のシカは、隣接する東京都、神奈川県、埼玉県、静岡県、長野県にまたがる行動域を有しているため、これら関係都県と連携し、分布状況、被害状況、捕獲状況等について情報交換を行うとともに、共同捕獲など効果的な管理事業の実施に向けた取組みを推進する。

また、県内には三つの国立公園があり、そのいずれにおいてもシカによる被害が発生しているため、環境省とも連携を図りながら管理事業を実施する。

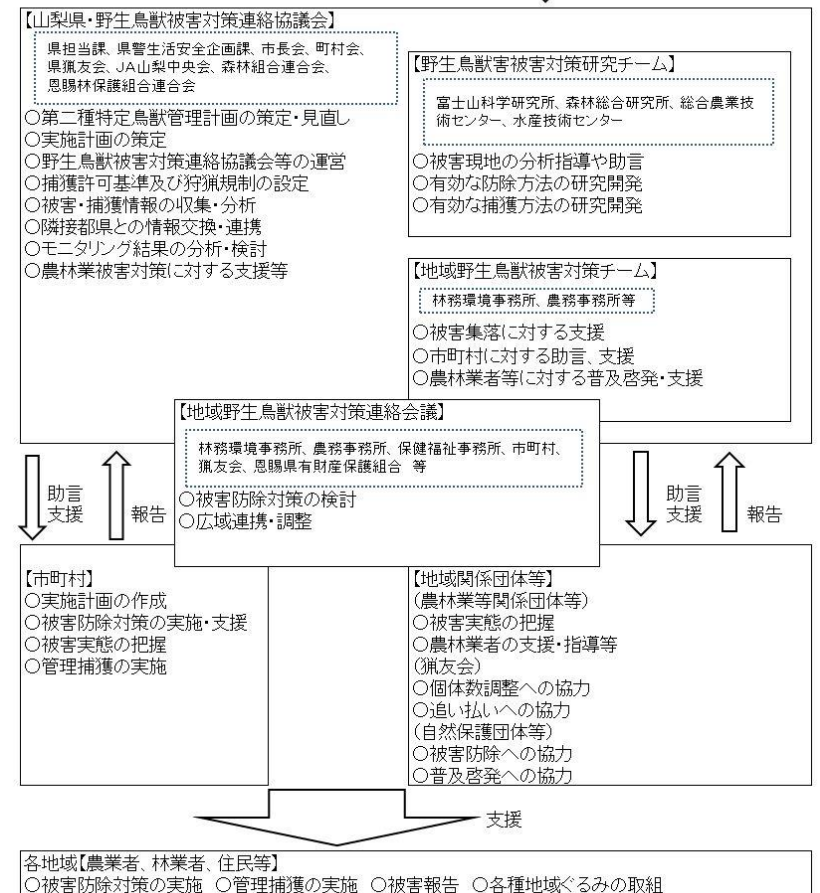
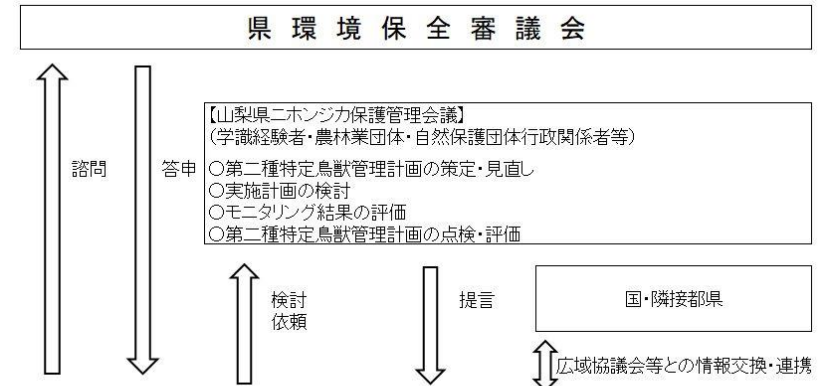
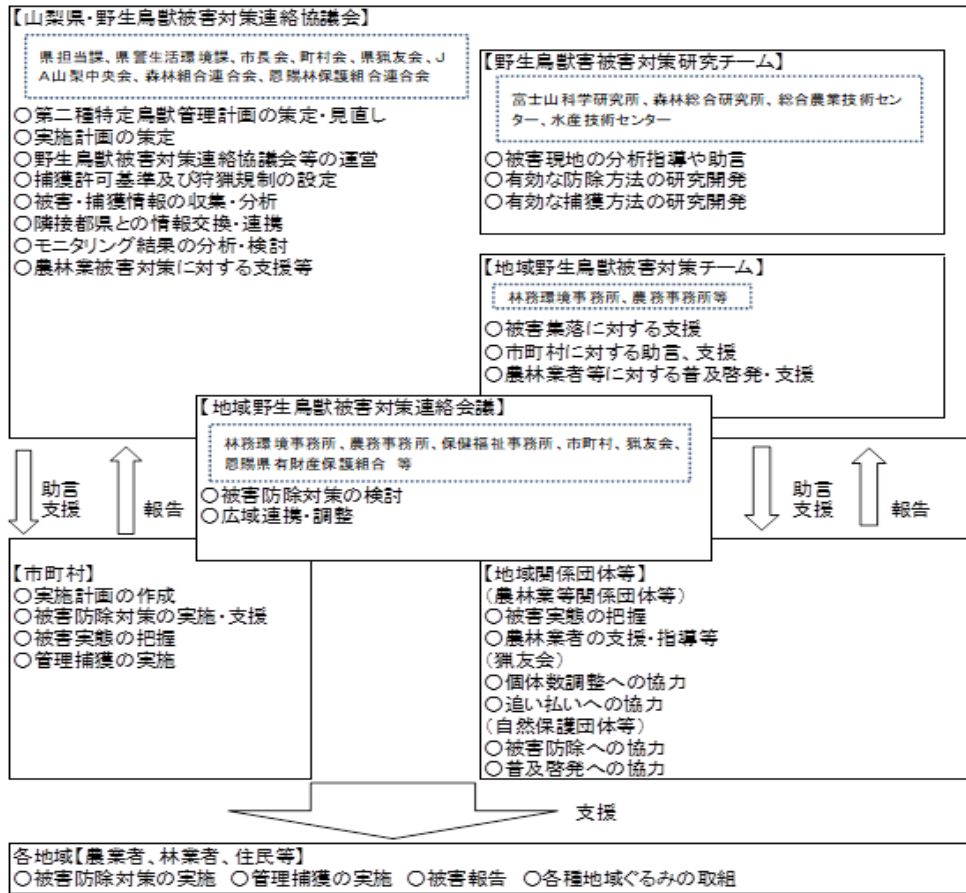
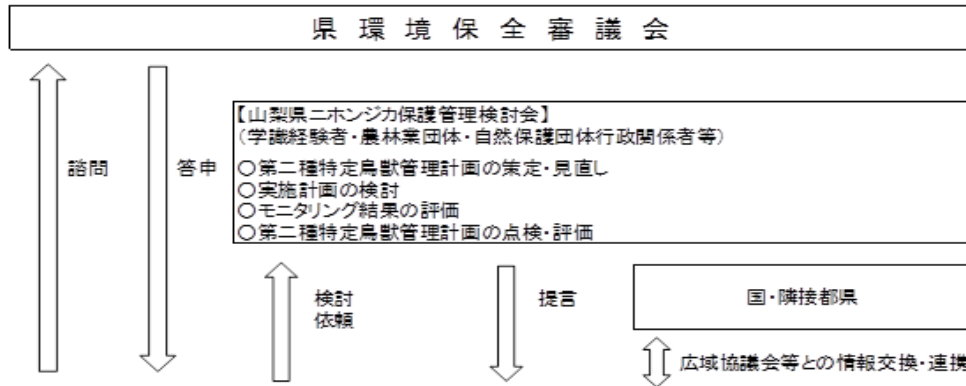
同時に、国有林を所管する林野庁とも情報交換等の連携を図る。

(追加)

(追加)

(6) その他

管理事業の実施にあたっては、県や大学等の研究機関の科学的知見に基づく調査結果や研究成果を取り入れ、管理の目標設定や、目標を達成するための施策に反映させるとともに、効率的な捕獲や効果的な植生回復の手法等について研究を進めて行く。



※参考資料 省略

※参考資料 省略